

# 明日香をさぐる

## 陵墓制札の形状

今回は江戸時代から現代に至る陵墓制札の形状の変遷について紹介します。

まずは江戸時代の陵墓制札について、いくつかの絵図に墳丘や周辺に設置されている様子が描かれています。いずれも五角形の木板を一本柱で支える駒形制札です。陵墓の景観が大きく改変された、いわゆる文久の修陵でもその前後のいずれにも駒形制札が描かれている事例を見受けられます。

その後、明治時代になるとまずは奈良県で制札屋形が採用されました。制札屋形は木板を二本の柱で支え、屋根と石積から構成されています。一八七九（明治一二）年に成立した『御陵図』には奈良県のほとんどの陵墓が制札屋形であるのに対して、大阪府のほとんどの陵墓は駒形制札となっています。一八七九年は奈良県全域と大阪府の一部（河内・和泉）が堺県の管轄にありました。奈良県は一八七六（明治九）年に堺県に編入されていました。つまり同

じ管轄であれば同じ形状になるはずですので、制札の形状が異なるということは奈良県が堺県に編入される前の設置であったことを物語っています。その後、一八八六（明治一九）年から一八八八（明治二一）年頃にイギリスから大阪造幣寮に招聘した冶金技術者であるウィリアム・ガウランドが調査した際の写真には五箇所の陵墓で制札屋形が、一箇所の火葬塚で駒形制札が確認できます。一八七九年に制作された『御陵図』では奈良県のみが制札屋形であったのに対して、七、九年後のガウランドの調査時には火葬塚以外全てが制札屋形となっています。

このように天皇や皇后などが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られた墓とが区別されることなく同一の形状であるとともに、地域によっても導入の時期が様々であったことから、一八九五（明治二八）年に統

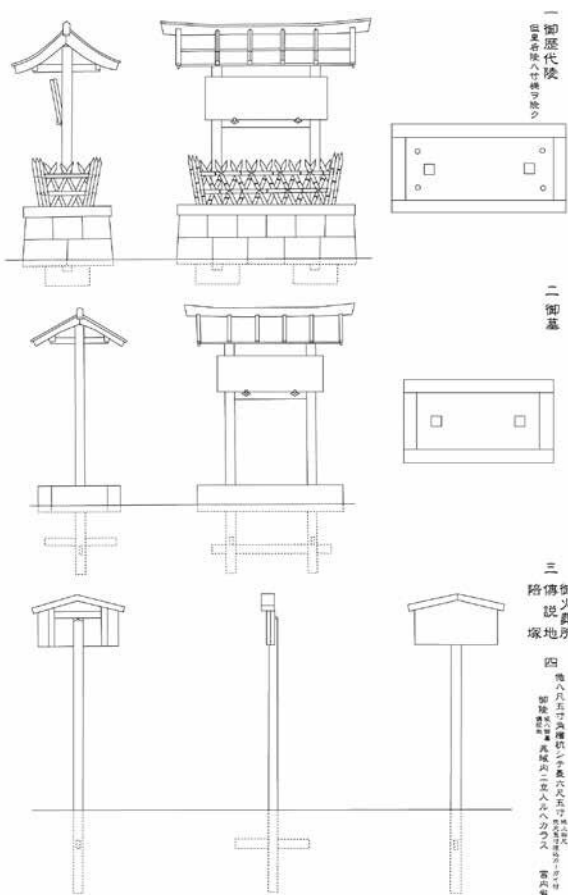
一化が図られました。それが「各御陵墓御火葬所等制札三様二定ム」という内規です。ここでは、陵と墓が制札屋形で、御火葬所、傳説地、陪塚が駒形制札と定められました。また陵は屋根が二段葺きで、基礎が二段の石積となっており、基礎の上には竹柵が設けられています。一方、墓は屋根が一段葺きで、基礎が一段の石積となっており、陵と墓で明確な区分が行われました。陵にのみ加えられていた竹柵については、第二次世界大戦中から戦後にかけて自然消滅し、その後は認められていません。

その後、宮内庁は一九六八（明治四三）年に『陵墓の營繕方針及実施要領』で「形質は現状をもつて維持し、屋根は銅板葺とする。ただし、盗難のおそれのある箇所は透明防腐

塗装の板葺とする。」と定められました。ここでいう「現状」とは前述の一八九五年の内規のことを指しています。つまり、現在の制札屋形については、一八九五年に定められた内規を踏襲して形状が定められているのです。

江戸時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代になるとより荘厳な制札屋形が限定的な地域で導入され、それが最終的に全国統一の形状として採用されて現在に至ります。他にも陵墓を構成する構造物として鳥居や陵（墓）名石標、燈籠などがあります。どの陵墓を訪れても必ず目にするこれらの構造物について改めて注目するのはいかがでしょうか。

【明日香村教育委員会文化財課】



明治28年に定められた制札の形状